

営業禁止処分の解除について

平成24年12月30日

記者発表資料

[概要]

平成24年12月14日（金）付けで、食中毒の原因施設として食品衛生法に基づく営業禁止の処分とした営業施設については、当該施設における再発防止措置が図られたことを確認したため、平成24年12月30日（日）をもって営業禁止の処分を解除した。

1 患者の状況（12月30日（日）午後1時現在）

・発症日時 平成24年12月11日（火）午後10時～

・患者数 435事業所 1,445名

（666事業所 3648名の調査結果）

※喫食者の調査はおおむね終了しましたが、今後も調査を継続します。

なお、患者数の増加は、わずかなものと見込まれます。

・症状 下痢、吐き気、腹痛、嘔吐（入院患者なし）

2 処分施設 所在地 甲斐市
業種 飲食店営業

3 処分日
及び内容 平成24年12月14日（金） 営業の禁止

4 解除日 平成24年12月30日（日）

5 解除理由

①病因物質が「ノロウイルス」と特定されていること

②喫食者の調査が概ね終了しており、発症状況がほぼ判明していること

③喫食者の調査の結果、原因と思われるメニューが推定され、従業員の調理状況、健康状態等の結果と併せたところ、今回のノロウイルスの汚染の原因がいくつか推定されたこと

④汚染原因に対する再発防止の対策を営業者が策定し、実施する体制となったこと

⑤その対策が有効であり、かつ、現場で実施可能であることを保健所が確認したこと

⑥従業員への衛生講習会を実施したこと

6 原因食品

12月11日、12日に調理・提供された「Aランチ弁当」

(参考) 山梨県の集団食中毒発生状況（平成24年12月30日現在）

	発生件数	患者数	死亡者数
本年	19件	2061名	0名
平成23年	12件	265名	0名

(問い合わせ先)

福祉保健部 衛生薬務課
食品衛生・動物愛護担当
電話 055-223-1489（内線 3457）